

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：九州電力株式会社（法人番号 4290001007004）
業者の住所：福岡県福岡市中央区渡辺通 2 - 1 - 8 2
- 2 指名停止措置期間：令和 5 年 6 月 1 5 日から同年 7 月 1 4 日まで（1 か月）
- 3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）
- 4 事実概要：九州電力株式会社は、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為（カルテル）を行っていたとして、令和 5 年 3 月 3 0 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 5 号（独占禁止法違反行為）に該当する。
また、指名停止等の措置要領の運用基準第 7（4）（下記参照）に基づき、指名停止期間を 2 分の 1 とする。

指名停止措置要領付表第 2

措 置 要 領	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内

指名停止等の措置要領の運用基準（抜粋）

7 付表第 2 関係

（4）付表第 2 第 5 号から第 7 号まで及び第 1 2 号アの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の 2 分の 1 の期間とする。